

株主の皆様へ

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

●事業報告

1. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況
2. 当社の支配に関する基本方針の内容の概要
3. 財産及び損益の状況の推移
4. 主要な事業内容
5. 主要な営業所及び工場等
6. 従業員の状況
7. 主要な借入先
8. 会計監査人の状況

●連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

●計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況」、「当社の支配に関する基本方針の内容の概要」、「財産及び損益の状況の推移」、「主要な事業内容」、「主要な営業所及び工場等」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「会計監査人の状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.adeka.co.jp>) に掲載し、株主の皆様にご提供いたしております。

2020年7月22日

株式会社  ADEKA

1. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況

当社の取締役会において決議した「業務の適正を確保する体制（内部統制システム）に関する基本方針」の概要は以下のとおりであります。

(1) 業務運営の基本方針

① 経営理念

「新しい潮流の変化に鋭敏であり続けるアグレッシブな先進企業を目指す」

「世界とともに生きる」

② ADEKAグループ行動憲章

(i) 法令の遵守と社会倫理に則った公正・透明な企業活動

(ii) 安全で高品質な商品・サービスの提供

(iii) 環境の保全

(iv) 社会からの信頼確保のための友好的かつ積極的なコミュニケーション・社会貢献活動

(v) 適切かつ公正な情報開示

(vi) 働きやすい職場環境

(vii) 反社会的勢力の排除

(viii) 健全で持続的な発展と社会への還元

(2) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

① コンプライアンス推進組織

コンプライアンス推進委員会（本部格）を設置し、コンプライアンス体制の整備に努める。各部門には、コンプライアンス推進責任者とコンプライアンス推進担当者を設置する。

② グループ・コンプライアンス規程

グループ・コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス推進組織体制の整備、教育・啓発活動、内部通報制度の運用等を推進する。

③ 倫理綱領・マニュアル

「ADEKAグループ行動憲章」、「コンプライアンス行動ガイドライン」、「コンプライアンス・ケースブック」等の綱領やマニュアルを活用し、法令遵守を徹底する。

④ コンプライアンス教育・研修

階層別研修とテーマ・法令別研修を組み合わせた教育・研修制度や、社内報、メールマガジン等の社内メディアの活用により、全社に広くコンプライアンス意識を徹底させる。

⑤ モニタリングと業務監査

(i) 法令遵守状況やコンプライアンス意識の浸透度等の定期的モニタリング、調査

(ii) 業務監査室によるコンプライアンスに関する内部監査結果のコンプライアンス推進委員会への報告等、コンプライアンス推進委員会と業務監査室の連携

(iii) 委員会の活動状況とコンプライアンス上の問題に関する取締役会及び監査役への報告

⑥ 内部通報制度

コンプライアンス内部通報規程に基づき内部通報窓口の適正な運用を通じたコンプライアンス違反行為の早期発見と情報確保に努める。

⑦ 内部統制システム推進組織

内部統制推進委員会（本部格）を設置し、内部統制システムの構築・整備を行う。

⑧ 反社会的勢力による被害の防止及び関係遮断

反社会的勢力による被害の防止、関係の一切遮断のため、対応の所管部署を法務・広報部と定め、事案発生時の報告と対応に係るマニュアル等を整備し、警察等関係機関とも連携し、毅然と対応する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

経営上重要な案件は、取締役会や経営会議で意思決定を行い、議事録を関連資料とともに保存する。執行ラインに権限委譲された業務は、稟議、決裁手続を行い、稟議書・決裁書を関連資料とともに保存する。これらの保存・管理を以下のとおり行う。

① 文書管理規程及び文書保存・廃棄基準に基づく書類保存

② インデックス化や電子ファイルの活用による検索性の高い保存

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

① 危機管理委員会の設置及び危機管理マニュアルに基づく体制整備

危機管理委員会が全社のリスクの洗い出しと評価、危機管理マニュアルの立案と、危機管理体制のチェック等を行う。

危機管理マニュアルに基づき、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、緊急事態の発生時に、被害を最小限に止める体制を取る。

② 緊急対策本部の設置

有事で特に緊急度・重要度の高いケースは、危機管理マニュアルに基づき当該事項の主管部署の担当役員を本部長とする緊急対策本部を設置し、組織的に対応する。

③ リスク管理の監査

業務監査室は、部署ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役及び取締役会に報告する。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 執行役員制度

執行役員制度により、意思決定と業務執行の分離を図り、意思決定の迅速化と、業務執行責任の明確化を図る。

② 経営会議

取締役会決議事項について事前審議を行い、経営執行上の重要事項について、審議の迅速化と情報の共有化を図る目的で、経営会議を設置し、経営会議規則で定める付議事項について、審議、決定する。

③ 役員の任期

取締役と執行役員の経営責任を明確化し、効率化を促す目的で、任期を1年とする。

④ 職務権限・意思決定・業務遂行ルールの明確化

社内規程に基づき職務権限、意思決定及び業務遂行のルールを明確化し、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を取る。

⑤ 予算管理制度

期初に部門ごとに数値目標の設定を行い、管理会計の手法を用いて進捗、達成状況をレビューし、結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保する。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社から当社への業務の執行の報告に関する体制

当社の代表取締役は、週報・月報制度、A D E K Aグループ社長会、グローバル戦略会議、各子会社の株主総会への出席、派遣取締役・監査役を通じて、各子会社の業務の執行状況の報告を求め、情報収集に努める。

② 子会社の危機管理に関する体制

各子会社に、業態及び規模に応じた危機管理体制の構築・整備、運用状況の報告を求め

る。また、子会社に緊急事態が発生し、当社や他の子会社へ重大な影響が懸念される場合、当該子会社と合同の緊急対策チームを組織し、両社協力して対応する。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

管理会計の手法により子会社の予算の進捗、達成状況レビュー、フィードバックを行う。また、グローバル経営管理システムを通じて、子会社との間で即時の情報収集を可能とし、業務の効率化を図る。

④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ共通の倫理綱領、各種規程・マニュアル等を定め、グループ全体のコンプライアンス体制を取る。各子会社に、業態及び規模に応じたコンプライアンス推進体制の構築・整備と、その運用状況の報告を求めるとともに、グループ・コンプライアンス協議会やコンプライアンス講演会を開催し、コンプライアンス意識の醸成と情報の共有化を図る。派遣役員、当社監査役、業務監査室による子会社のモニタリングと、グループ共通の内部通報窓口により、コンプライアンス違反の早期発見に努める。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）の独立性の確保と監査役の指示の実効性の確保に関し、以下の体制を整えた上で、補助使用人を置くものとする。

- ① 監査役から監査業務に必要な指示を受けた補助使用人は、当該指示に関して、取締役等からの指示命令は受けない。
- ② 補助使用人には監査役の指示を遂行しうるスキルと経験を有する者を起用する。
- ③ 補助使用人の人事異動、人事評価、賞罰等については、監査役の事前の同意を得るものとする。

(8) 監査役への報告体制及びその他監査役の監査の実効性を確保するための体制

① 取締役会等への出席及び代表取締役との定期連絡会

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、代表取締役との連絡会を定期的に行い、経営、コンプライアンス等に関する重要な事項等の報告を受ける。

② 監査役の権限

監査役は、業務監査室長から内部監査結果の報告を受け、取締役、執行役員及び使用人

から重要な社内会議の資料、決裁手続きに関する資料の閲覧を求めることができる。

③ コンプライアンス推進委員会との連携

(i) コンプライアンス推進委員会への出席

監査役は、コンプライアンス推進委員会へ出席し、委員会からコンプライアンス活動の状況の報告を受ける。

(ii) 内部通報窓口

a) コンプライアンス推進委員会事務局は、内部通報窓口に対して行われた通報を常勤監査役に報告する。

b) 通報者の匿名性の確保、守秘義務及び通報者の不利益取扱いの禁止等を定めた社内規程に基づき、監査役と協力して、内部通報窓口の公正な運営、通報案件の適正な処理、通報者保護を図る。

前記、業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりです。

(1) コンプライアンス体制

コンプライアンス推進委員会を年4回、グループ・コンプライアンス協議会を年2回開催し、コンプライアンス上の課題の分析、対策立案、実行及び管理を行いました。

グループ・コンプライアンスの強化に向け、グループ経営理念・行動憲章の周知浸透に努めています。A D E K Aグループ行動憲章に関する記事を社内報に連載し、A D E K Aグループ従業員への浸透を図りました。

また、当社及び国内子会社の役員、従業員を対象にコンプライアンス意識調査（アンケート）を実施し、調査結果のフィードバック及び、調査の結果明らかになった課題について、改善策の立案を行いました。

コンプライアンス教育・研修については、当社グループの役員、従業員を対象としたコンプライアンス講演会、テーマ・法令別研修や、階層別研修、eラーニング等を実施しています。当年度は、重点テーマとして情報管理・情報セキュリティの強化を取り上げ、各部門の情報管理責任者や情報管理担当者を対象とした、情報セキュリティeラーニング研修、情報管理に関するコンプライアンス講演会や、EUの一般データ保護規則（GDPR）に関するeラーニングを実施しました。

(2) リスク管理体制

当社では、危機管理委員会を年2回開催し、BCMS（事業継続マネジメントシステム）、

震災、感染症対策や情報セキュリティなど、当社グループ事業を取り巻く様々なリスクの評価、分析、調査、対策の立案及び管理を行いました。

災害や事故発生時の損害や被害を最小限に抑えるため、防災・避難訓練、安否確認システム運用訓練を実施したほか、BCMSの維持・改善に向けた取組みを行いました。

当年度、大規模な自然災害が相次いで発生したことから、自然災害・事故等、緊急事態発生時の対応等について、危機管理マニュアルの見直しを行ったほか、リスク洗い出し・分析のためのアンケートを実施しました。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、パンデミック対策会議を開催し、中国を含む海外関係会社の状況の把握、出張・会合・宴席等の禁止、時差通勤、健康管理と感染予防対策の徹底を行うとともに、万一、当社グループ従業員に感染者が発生した場合の事業継続計画（BCP）や広報対応等についての確認を実施しました。

これらの取組みを通じ、グループ全体としての危機管理の強化に取り組みました。

(3) 子会社経営管理

子会社から当社への週報・月報制度の運用を徹底するとともに、子会社の取締役会、株主総会、各事業本部主催のグローバル戦略会議やADEKAグループ社長会において、子会社から業務執行の報告を受けることにより、子会社の管理監督を行っています。

子会社への役員派遣や、子会社に対する当社監査役による監査や業務監査室による内部監査を通じて、子会社における業務の適正性の確保に努めています。

また、当社では、グローバル経営管理システムによる子会社の経営管理の仕組みを構築し、子会社の業務の効率化に取り組んでいます。

(4) 監査役への報告に関する体制

常勤監査役は、取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席するほか、コンプライアンス推進委員会、グループ・コンプライアンス協議会や危機管理委員会にオブザーバーとして常時出席し、当社グループのコンプライアンスやリスクマネジメントの状況を把握しています。

コンプライアンス内部通報規程に基づき、内部通報窓口への通報は、監査役に適時報告され、また、同規程で定める通報者の匿名性の確保、守秘義務や通報者の不利益取扱いの禁止等に基づき、監査役と協力し、内部通報窓口の公正な運営に取り組んでいます。

2. 当社の支配に関する基本方針の内容の概要

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は以下のとおりです。

イ. 基本方針の内容

当社は、当社の株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為がなされた場合、これが当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、大規模買付行為に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、近年の資本市場においては、対象会社の経営陣の同意を得ずに、一方的に大量の株式の買付を強行するような動きも見られます。こうした大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値及び株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、または、対象会社の取締役会や株主の皆様が大規模買付行為の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主の皆様共同の利益及び当社の企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えており、上記の例を含め、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えています。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

① 当社の企業価値の源泉

(a) 経営理念

当社グループは、「新しい潮流の変化に鋭敏であり続けるアグレッシブな先進企業を目指す」「世界とともに生きる」という経営理念の下、世界市場で競争力のある技術優

様々な製品群によるグローバルな事業展開を加速し、時代の先端を行く製品と、環境に優しく、顧客ニーズに合った製品を提供し続けています。

上記の経営理念の根底には、「本業を通じた社会貢献」というCSR（企業の社会的責任）の思想が流れています。すなわち、社会環境の変化を鋭敏にとらえ、当社の持つ先進技術を積極的に駆使することにより、新しい社会的課題への解決策を提供するとともに、株主及び投資家の皆様を始め、顧客、取引先、従業員、地域社会等、全てのステークホルダーの利益に配慮した経営活動を行うことにより、当社は、社会から信頼され、真に必要とされる企業となることを目指しています。

幅広いステークホルダーへの貢献を通じた企業価値の向上、ひいては、株主の皆様共同の利益の増大により、健全かつ持続的な成長・発展を続けることが、当社の経営の基本方針であり、創業以来、築き上げてきた、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの良好な信頼関係こそが、当社の企業価値の源泉となっています。

(b) 当社の事業内容とその特徴

当社は、化学品事業と食品事業という2つのコアビジネスを擁するユニークな企業として事業活動を行っています。そして、化学品事業においては、樹脂添加剤・情報・電子化学品、機能化学品、食品事業においては、加工油脂製品、加工食品製品といった非常に多岐にわたる事業分野をもち、かつ、それらの事業が相互に有機的に結びついているという特徴を有しています。

当社は、新規技術の創造と得意技術の融合により、環境の保全や人々の健康で豊かな生活に役立つ先駆的な製品を持続的に開発・提供し、国際社会に貢献できる企業を目指し、化学品事業と食品事業の両分野で、お客様や取引先様をはじめとするビジネスパートナーの皆様との共創により、独自性の高い技術を開発し、新しい価値を創造し続けています。また、各事業分野で培ってきた得意技術を融合し、環境・エネルギー、ライフサイエンスといった新しい事業分野にも注力しています。

創業以来、今日まで、幅広い事業分野におけるビジネスパートナーの皆様との強い信頼関係の下、築き上げてきた、独自性の高い技術力もまた、当社の企業価値の源泉となっています。

(c) 中期経営計画について

当社グループは、2018年度から2020年度の中期経営計画『BEYOND 3000』を2018年4月からスタートしました。『BEYOND 3000』は、2025年の当社グループのありたい姿『ADEKA VISION 2025』の実現に向けたセカンドステージであり、こ

の3年間でオーガニックグロース（自立的成長）により、売上高3,000億円を超え、さらなる拡大を目指してまいります。

[中長期ビジョン『ADEKA VISION 2025』]

先端技術で明日の価値を創造し豊かなくらしに貢献するグローバル企業
現在の事業基盤である「化学品と食品」のみならず幅広い事業を世界中に展開し、メーカーとして世界の技術をリードしつつ、本業通じて社会（豊かなくらし）に貢献するグローバル企業を目指す。

[中期経営計画『BEYOND 3000』]

・基本方針 「売上高3,000億円を超えるグッドカンパニーとなる。」

・3つの基本戦略

i. 3本柱の規模拡大

『樹脂添加剤』『化学品』『食品』を事業の3本柱として、事業毎に定める戦略製品の販売をグローバルで拡大する。

ii. 新規領域への進出

ターゲットとする『ライフサイエンス』『環境』『エネルギー』分野において、ビジネスモデルを構築し、事業化を推進する。

iii. 経営基盤の強化

CSRを推進し、社会への貢献と社会からの信頼を高める。
当社グループの相互連携を強化し、総合力を発揮する。

・5つの施策

i. 経営管理：グループ経営管理の強化

当社グループ共通の価値観の醸成や、制度・体制等の整備により、グループ経営管理の強化を図る。

ii. グローバル：グローバル化の拡大とローカライゼーションの加速

調達・生産・販売のグローバル展開をさらに拡大させるとともに、海外現地法人の成長を加速する。

- iii. 技術：イノベーションの創出と競争力の強化
社会から求められる製品を永続的に創出していくため、研究開発の強化と新規事業化の推進、及び生産技術の深化・継承に取り組む。
- iv. 人財：グローバル人財・リーダー人財の拡充
企業資産である人財への持続的な投資により、グローバル人財・リーダー人財を拡充する。
- v. 企業価値：CSRを推進し社会とともに発展
CSR推進体制のレベルアップを図り、事業を通じて社会の課題解決に貢献し、当社の持続的成長につなげていく。

・経営目標

	2018年度実績	2019年度実績	2020年度（中計最終年度）
連結売上高	2,993億円	3,041億円	3,000億円超
売上高営業利益率	8.9%	7.4%	10%
ROE	8.5%	7.3%	10%
配当性向	27.1%	32.5%	30%

オーガニックグロース（自立的成長）による連結売上高3,000億円超の達成が最終年度の目標です。このほかに、事業領域の拡大と新規事業の育成を目的とした、M&Aグロースも積極的に進めていきます。

・投融资計画

3カ年総額：1,000億円（内訳：設備投資額 500億円、M&A資金 500億円）

・配当・株主還元

当社は、経営基盤の強化、中長期的視野に立った成長事業領域への投資等による事業の拡大により企業価値の向上を図っていくとともに、安定した配当の継続を基本として、経営環境、業績、財務状況などを総合的に勘案して、適正な利益還元を行ってまいります。配当につきましては、中長期的水準の向上を目指しており、中期経営計画『BEYOND 3000』の最終年度である2020年度連結配当性向30%を目標とし、

段階的に引き上げていく方針です。今後も、効率的な資本構成と資本運用を意識しながら製品の高付加価値化と差別化に取り組んでまいります。

当社グループは、本中期経営計画の実行を通じて、企業価値の向上と株主の皆様共同の利益の確保を図ってまいります。

(d) ライフサイエンス事業の拡大

中期経営計画『BEYOND 3000』では、ライフサイエンス事業を、進出すべき新規領域の一つに掲げています。農業事業ビジネスをポートフォリオに加え、ライフサイエンス事業の拡大を加速させるため、当社は、日本農薬株式会社（以下「日本農薬」といいます）と資本業務提携契約を締結し、同社を連結子会社化しました。

日本農薬は、当社の農薬部門を分離し、1928年に設立された会社で、当社事業・組織文化との親和性が極めて高く、従前から、両社研究部門間で様々な技術交流を行ってきました。今回の資本業務提携を通じて、当社と日本農薬の有機合成技術や製剤技術のシナジー効果を追求すべく、人財交流、研究開発領域の相互補完、生産技術・生産拠点等の相互利用を進め、当社グループのライフサイエンス事業の拡大に取り組んでまいります。

特にライフサイエンス事業における新規薬剤・医療機器の開発には、長期的な視野に立った地道な研究開発活動と事業化に向けた多額の投資が必要であり、両社の強みを活かした安定的かつ持続的な研究開発体制と生産・販売体制の構築が求められます。

日本農薬との資本業務提携契約に基づき、新製品開発から市場投入に至る長期的・安定的な事業活動を進めていくためにも、短期的利益のみを追求するのではなく、中長期的な観点から企業価値及び株主の皆様共同の利益の向上を図っていく必要性は一層高まっているものと考えています。

(e) コーポレートガバナンスの強化

以上の施策を推進していくにあたり、当社は、健全で透明性が高く、安定した経営の基盤となるコーポレートガバナンス、コンプライアンス及びリスクマネジメントの一層の強化に努めています。

コーポレートガバナンスの強化のため、当社は、監査役会設置会社制度の枠内で、監督と執行との分離を可及的に進めるため、執行役員制度を導入し、経営の監督及び意思決定と執行の分離を図っています。また、職務執行の責任を明確化するため、取締役と

執行役員の任期はそれぞれ1年としています。取締役会は月1回の定時取締役会と、臨時取締役会を随時開催し、月に数回行われる経営会議による審議と合わせ、機動的かつ十分な検討を経て、意思決定を行っています。

当社は、取締役会の承認を要する重要事項について事前審議を行い、業務執行に関する情報の共有化を図るとともに、取締役会の審議の迅速化を図る目的で、経営会議を設置しています。経営会議は、常勤取締役と執行役員で構成し、経営会議規則で定める事項について審議、決定します。取締役会の監督機能を強化し、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上の観点から助言を得るため、当社独自の独立性の基準を満たす独立社外取締役を2名、独立社外監査役を3名選任し、全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2017年6月に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。

取締役・監査役候補者の指名、執行役員の選任や、役員報酬の決定の透明性・公正性を高めるため、「A D E K A グループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、代表取締役から独立社外取締役に事前説明を行い、独立社外取締役の意見・助言を踏まえて、取締役会の決議により決定しています。

大規模買付行為への対応に関しては、当社は、大規模買付者の出現時に、下記(3)に記載の「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」(以下、「本プラン」といいます。)に基づき当社取締役会が行う意思決定手続の透明性・客観性を確保することを目的として、独立性の高い社外役員と社外有識者で構成される独立委員会を設置しています。独立委員会は、大規模買付者の出現時には、企業価値の向上と株主の皆様共同の利益の確保のため、客観的・独立的な立場で取締役会に対し勧告・提案を行います。また、平時においても独立委員会は年2回開催され、これを通じて、当社は独立委員に対して当社の経営に関する情報を更新的に提供し、また、独立委員会から当社に対して客観的・独立的な立場からのご意見・ご助言をいただくことで、当社が、常に適切な経営判断を行える環境を整えています。

なお、当社は、東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードへの対応として、当社グループの企業使命・経営理念を実現し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ることを目的に、コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針を定めた「A D E K A グループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」

(<https://www.adeka.co.jp/ir/library/pdf/cgg.pdf>) を制定しています。今後も、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を踏まえ、当社グループ全体のコーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、上記 (1) に記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、2007年6月22日開催の当社第145回定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を導入することについて株主の皆様のご承認をいただきました。その後、かかる対応方針は、3度の更新を経た後、2019年6月21日開催の当社第157回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）において、株主の皆様の承認をいただき、効力を生じました。

なお、詳細については、当社ウェブサイトに掲載の2019年5月20日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」(<https://www.adeka.co.jp/news/pdf/190520.pdf>) をご参照ください。

(4) 上記 (2) 及び (3) の取組みに対する取締役会の判断及びその理由

当社グループの経営理念、事業特性や中長期ビジョン等を踏まえた事業活動により、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に高めていくためには、中期経営計画及びコーポレートガバナンス強化に向けた取組みを着実に実行していくことが必要だと考えています。

また、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の更新については、2019年6月21日開催の当社第157回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て効力を生じたものであり、同対応方針は、以下の特徴から、当社役員の地位の維持を目的としたものではなく、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的とした合理的なものであると判断しております。

- (i) 経営陣による濫用的な対抗措置の発動等を防止するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した委員により構成される独立委員会が、取締役会に対し、対抗措置の発動の是非等に関する勧告を行い、取締役会はかかる独立委員会の勧告を大限尊重するものとされていること

- (ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会が当社取締役会に対抗措置の不発動を勧告しなかったときには、当社取締役会は、本プランによる対抗措置の発動の是非について、必ず株主総会を招集し株主の皆様の意思を確認するものとしていること

3. 財産及び損益の状況の推移

区 分	2016年度 第155期	2017年度 第156期	2018年度 第157期	2019年度 第158期 (当期)
売 上 高 (百万円)	223,440	239,612	299,354	304,131
経 常 利 益 (百万円)	21,846	22,337	26,602	21,976
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	15,325	15,346	17,055	15,216
1株当たり当期純利益	149円03銭	149円18銭	165円78銭	147円69銭
総 資 産 (百万円)	290,485	312,152	414,549	409,452
純 資 産 (百万円)	187,956	205,088	244,500	250,634

(注) 1. 1株当たり当期純利益の算出は、期中平均発行済株式数によっております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第157期の連結会計年度の期首から適用しており、第156期に係る数値等については、当該会計基準を遡って適用した後の数値等になっております。

4. 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事 業	主 要 製 品	
化 学 品 業	樹脂添加剤	ポリオレフィン用添加剤、塩比用安定剤・可塑剤、難燃剤、その他
	情報・電子 化学 品	高純度半導体材料、電子回路基板エッチング装置及び薬剤、光硬化樹脂、光開始剤、画像材料、その他
	機 化 学 品	エポキシ樹脂、ポリウレタン原料、水系樹脂、界面活性剤、潤滑油添加剤、厨房用洗浄剤、化粧品原料、プロピレングリコール類、過酸化水素及び誘導品、水膨張性シール材、その他
食 品 事 業	マーガリン類、ショートニング、チョコレート用油脂、フライ用油脂、ホイップクリーム、練り込み用クリーム、フィリング類、冷凍パイ生地、マヨネーズ・ドレッシング類、機能性食品素材、その他	
ライフサイエンス事業	農薬、医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、木材用薬品、医療材料、その他	
そ の 他 の 事 業	設備プラントの設計、工事及び工事管理、設備メンテナンス、物流業、倉庫業、車輛等リース、不動産業、保険代理業、その他	

5. 主要な営業所及び工場等（2020年3月31日現在）

(1) 当社

営業所	本社（東京都） 大阪支社（大阪府） 名古屋支店（愛知県） 札幌営業所（北海道）	福岡支店（福岡県） 仙台営業所（宮城県）
工場	鹿島（茨城県） 三重（三重県） 明石（兵庫県）	千葉（千葉県） 富士（静岡県） 相馬（福島県）
研究所	東京都 大阪府	埼玉県

(2) 子会社

主要な子会社及びその所在地は、第158回定時株主総会継続会開催のご案内「5. 重要な子会社等の状況（1）重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

6. 従業員の状況（2020年3月31日現在）

(1) 当社グループの従業員の状況

事業部門	従業員数	前期末比増減
化学品事業	2,359名	22名増
食品事業	1,016名	36名増
ライフサイエンス事業	1,439名	36名減
その他の事業	224名	4名増
全社共通	151名	9名増
合計	5,189名	35名増

(注) 従業員数は、就業人員です。

(2) 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	1,509名	50名増	38.5歳	15.5年
女性	262名	19名増	37.0歳	13.6年
合計	1,771名	69名増	38.3歳	15.2年

(注) 上表に記載されている人数のほかに、出向社員129名が在籍しております。

7. 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

(1) 当社グループの借入先の状況

借 入 先	借 入 額 (百万円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	16,881
農 林 中 央 金 庫	5,389
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	4,431
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,952
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,590
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	2,262

(2) 当社の借入先の状況

借 入 先	借 入 額 (百万円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,500
農 林 中 央 金 庫	2,950
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	2,000
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,400
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	650
株 式 会 社 中 国 銀 行	650

8. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額及び監査役会が同意した理由

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額 73百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 137百万円
なお、当社子会社のうち、オキシラン化学株式会社は、監査法人日本橋事務所の監査を受けており、日本農薬株式会社は、協和監査法人の監査を受けております。

③ 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえ、当期の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

決算早期化検討支援業務等

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由をご報告いたします。

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2019年4月1日 残高	22,944	20,023	148,630	△825	190,772
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	50	50			100
剰余金の配当			△4,973		△4,973
親会社株主に帰属する当期純利益			15,216		15,216
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		△100		387	286
その他		12		0	13
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	50	△37	10,242	384	10,639
2020年3月31日 残高	22,994	19,986	158,872	△441	201,412

	その他の包括利益累計額					非 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2019年4月1日 残高	10,098	4,253	1,867	△2,411	13,807	39,919	244,500
連結会計年度中の変動額							
新株の発行							100
剰余金の配当							△4,973
親会社株主に帰属する当期純利益							15,216
自己株式の取得							△3
自己株式の処分							286
その他							13
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△3,556	-	△1,712	315	△4,953	447	△4,505
連結会計年度中の変動額合計	△3,556	-	△1,712	315	△4,953	447	6,133
2020年3月31日 残高	6,541	4,253	155	△2,096	8,854	40,367	250,634

(注) 単位百万円未満は、切り捨てております。

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 37社

主要な連結子会社の名称

日本農薬(株)、ADEKAケミカルサプライ(株)、ADEKAクリーンエイド(株)、ADEKA総合設備(株)、ADEKA食品販売(株)、オキシラン化学(株)、AMFINE CHEMICAL CORP.、長江化学股份有限公司、ADEKA KOREA CORP.、ADEKA Europe GmbH、艾迪科(中国)投資有限公司

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

(株)東京環境測定センター

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 4社

主要な会社等の名称

(株)コープクリーン、昭和興産(株)、Sipcam Europe S.p.A.

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(株)東京環境測定センター、関東珪曹硝子(株)

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

AMFINE CHEMICAL CORP.他9社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、12月31日の財務諸表を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

当連結会計年度において、ADEKA(SINGAPORE)PTE.LTD.、ADEKA(ASIA)PTE.LTD.、ADEKA Europe GmbH、台湾艾迪科精密化学股份有限公司は、決算日を12月31日から3月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。なお、当該子会社の2020年1月1日から2020年3月31日までの3か月の損益について連結損益計算書を通じて調整する方法を採用しており、当連結会計年度における会計期間は15ヵ月間となっています。当該子会社の2020年1月1日から2020年3月31日までの売上高は3,218百万円、営業利益は214百万円、経常利益は223百万円、税引前当期純利益は223百万円であります。

また、日本農薬(株)他6社の決算日を9月30日から3月31日に変更し、連結決算日と同一になっています。Sipcam Nichino Brasil S.A.の決算日を6月30日から12月31日に変更しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

<その他有価証券>

時価のあるもの……………株式については、主として連結決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・商品……………主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品……………主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料・貯蔵品……………主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産は除く）

建物（建物附属設備を除く）及び機械装置……………定額法

上記以外の有形固定資産……………定率法

2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～60年
機械装置及び運搬具	3～20年
その他有形固定資産	3～20年

② 無形固定資産（リース資産は除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りです。

ソフトウェア（自社用）……………5年（社内における見込利用可能期間）

技術資産……………10年

顧客関連資産……………20年

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

なお、一部の連結子会社については、国際財務報告基準に基づき財務諸表を作成していますが、（会計方針の変更）に記載のとおり、当連結会計年度より国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しています。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

受取手形、売掛金、貸付金等の債権に対する貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

- ④ 役員退職慰労引当金
役員退職により支給する役員退職慰労金に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
 - ⑤ 環境対策引当金
所有土地の再開発に伴う土壌調査等に対する支出に備えるため、当連結会計年度末に必要なと認めた合理的な見積額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年及び17年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年及び17年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
 - ③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[会計方針の変更に関する注記]

一部の在外連結子会社において、当連結会計年度より、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しています。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。IFRS第16号の適用については、経過的な取扱いに従っており、会計方針の変更による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用しています。

この結果、当連結会計年度における連結貸借対照表は、有形固定資産の「その他」が1,948百万円増加し、流動負債の「その他」が442百万円及び固定負債の「その他」が1,531百万円増加しています。

当連結会計年度の連結損益計算書及び1株当たり情報に与える影響は軽微です

[追加情報]

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響については、当感染症の終息時期やその影響の程度を合理的に予測することは困難なことから、当社グループでは、2021年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続するという仮定に基づいて、2020年3月期の固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	532百万円
受取手形及び売掛金	3,901 〃
商品及び製品	644 〃
原材料及び貯蔵品	243 〃
建物及び構築物	781 〃
機械装置及び運搬具	47 〃
土地	1,279 〃
合計	<u>7,431 〃</u>

(2) 担保に係る債務

短期借入金	141 〃
1年内長期借入金	1,294 〃
長期借入金	1,427 〃
合計	<u>2,863 〃</u>

2. 有形固定資産に係る減価償却累計額 213,234百万円

3. 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(1999年3月31日公布法律第24号、2001年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法……………「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行い算出しております。

・再評価を行った年月日 2002年3月31日

・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△4,807百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式数				
普通株式(注1)	103,651,442	63,000	－	103,714,442
合計	103,651,442	63,000	－	103,714,442
自己株式数				
普通株式(注2)	667,521	20,996	198,514	490,003
合計	667,521	20,996	198,514	490,003

(注1) 普通株式の発行済株式の株式数の増加は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行であります。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取、持分法適用会社の持分変動による増加及び持分法適用会社による親会社株式の取得であります。減少は、連結会社保有親会社株式の売却による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	2,486	24	2019年3月31日	2019年6月24日
2019年11月13日 取締役会	普通株式	2,487	24	2019年9月30日	2019年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,487	利益剰余金	24	2020年3月31日	2020年6月30日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金・債券等により運用し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売債権基準及び与信管理基準に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、長期借入金については、固定金利による借入を実施することにより、金利変動リスクを回避することとしておりますが、一部の変動金利を採用した長期借入金の金利変動リスクに対しては、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

外貨建の債権・債務の一部については、為替変動リスクを低減化することを目的として、販売額及び購入額の範囲内で為替予約を行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	62,827	62,827	－
(2) 受取手形及び売掛金	84,765	84,765	－
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	19,352	19,352	－
(4) 支払手形及び買掛金	46,125	46,125	－
(5) 短期借入金	21,823	21,823	－
(6) 社債	12,514	12,504	△9
(7) 長期借入金	23,636	23,768	131
(8) デリバティブ取引(*)	△14	△14	－

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示されております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は合理的に算定された価額によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに (5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債、並びに (7) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の社債の発行、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) デリバティブ取引

為替予約取引の時価については、先物為替相場によっており、金利スワップ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非 上 場 株 式	13,482

[1 株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,036円98銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 147円69銭 |

[重要な後発事象に関する注記]

該当する事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計	
					配当準備 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
2019年4月1日 残高	22,944	19,970	50	20,021	1,096	90	65	51,241	51,205	103,698
事業年度中の変動額										
新株の発行	50	50		50						
剰余金の配当									△4,973	△4,973
圧縮積立金の取崩							△2		2	-
当期純利益									11,869	11,869
自己株式の取得										
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	50	50	-	50	-	-	△2	-	6,898	6,895
2020年3月31日 残高	22,994	20,020	50	20,071	1,096	90	62	51,241	58,103	110,594

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
2019年4月1日 残高	△58	146,606	7,426	4,253	11,680	158,286
事業年度中の変動額						
新株の発行		100				100
剰余金の配当		△4,973				△4,973
圧縮積立金の取崩		-				-
当期純利益		11,869				11,869
自己株式の取得	△1	△1				△1
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)			△3,969	-	△3,969	△3,969
事業年度中の変動額合計	△1	6,995	△3,969	-	△3,969	3,025
2020年3月31日 残高	△59	153,601	3,456	4,253	7,710	161,311

(注) 単位百万円未満は、切り捨てております。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの……………株式については、事業年度末前1ヶ月の市場価格等の平均、それ以外については、事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原料・貯蔵品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）及び機械装置……………定額法

上記以外の有形固定資産……………定率法

2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

構築物 3～60年

機械装置 3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）……………社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産……………定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

受取手形、売掛金、貸付金等の債権に対する貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（17年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（17年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[追加情報]

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響については、当感染症の終息時期やその影響の程度を合理的に予測することは困難なことから、2021年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続するという仮定に基づいて、2020年3月期の固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額	149,005百万円
2. 偶発債務	
保証債務	
関係会社の金融機関からの借入に対する債務保証	1,154百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	15,928百万円
長期金銭債権	5,082 〃
短期金銭債務	6,949 〃
4. 土地再評価法の適用	
「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（1999年3月31日公布法律第24号、2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。	
・再評価の方法……………「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行い算出しております。	
・再評価を行った年月日	2002年3月31日
・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△4,807百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高	
売上高	52,920百万円
仕入高	27,193 〃
営業取引以外の取引高	4,111 〃

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

(単位：株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式 (注1)	59,454	707	－	60,161
合計	59,454	707	－	60,161

(注1) 自己株式の増加数の内訳

単元未満株式の買取による増加

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	4,159百万円
関係会社株式評価損否認	870 /
賞与引当金	589 /
固定資産減損損失否認	438 /
貸倒引当金	246 /
株式評価損否認	224 /
未払事業税	165 /
棚卸資産評価損否認	146 /
減価償却超過額	80 /
その他	363 /
繰延税金資産小計	7,280 /
評価性引当額	△1,490 /
繰延税金資産合計	5,790 /

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△27 /
その他有価証券評価差額金	△1,476 /
その他	△0 /
繰延税金負債合計	△1,504 /
繰延税金資産の純額	4,285 /

再評価に係る繰延税金負債

土地再評価差額金	3,414 /
----------	---------

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注3)	科目	期末残高 (百万円) (注3)
子会社	ADEKAケミカルサプライ (株)	所有 直接 94.43 間接 5.57	当社製品を販売	化学品製品を販 売(注1)	9,837	売掛金	3,518
	ADEKA総合設備(株)	所有 直接 100.00	設備等を購入	設備等を購入 (注2)	13,259	未払金 買掛金 未払費用	1,979 225 40

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注2) 設備等の購入については、複数の見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。
- (注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

役員及び主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注2)	科目	期末残高 (百万円)
役員	郡 昭夫	被所有 直接 0.08	当社代表取締役 会長	金銭報酬債権の 現物出資 (注1)	14	—	—
役員	城詰 秀尊	被所有 直接 0.04	当社代表取締役 社長	金銭報酬債権の 現物出資 (注1)	14	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 譲渡制限付株式報酬制度(譲渡制限期間3年)に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。
- (注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。

[1 株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	1,556円25銭
2. 1株当たり当期純利益	114円53銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当する事項はありません。